

ハローワーク特区の実施のための省令改正等について

1 趣旨

- 「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成22年12月28日閣議決定)及び「出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針」(平成23年12月26日第15回地域主権戦略会議了承)に基づき、「ハローワーク特区」の取組を試行的に実施することとなっている。
- これについては、本年5月7日のハローワークチームにおいて特区の枠組みが合意されたところであるが、この合意内容を踏まえ、雇用対策法施行規則(昭和41年労働省令第23号)の一部を改正して附則に新たな規定を設け、併せて、「ハローワーク特区」の対象となる都道府県を告示で定める。

2 概要

(1) 雇用対策法施行規則の一部改正について(省令)

雇用対策法施行規則の附則に次に掲げる事項を新たに規定すること。

- ① 厚生労働大臣は、当分の間、試行的に、都道府県知事(厚生労働大臣が定めるものに限る。以下同じ。)と、当該都道府県内の一の公共職業安定所(以下「協定公共職業安定所」という。)の業務に関する事項について、当該都道府県の都道府県労働局長(以下「協定都道府県労働局長」という。)が必要な措置を講ずること等により、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と都道府県の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるようにするための協定を締結するものとする。
- ② 都道府県知事は、①の協定の実施のために必要があると認めるときは、その必要な限度において、協定都道府県労働局長に対し、協定公共職業安定所の業務に関する事項について必要な指示をすることができるものとする。
- ③ 協定都道府県労働局長は、②の指示の内容について、法令又は予算に違反する場合その他の当該指示の内容について協定公共職業安定所の業務に反映させない合理的な理由がある場合を除き、当該業務に反映させるよう必要な措置を講ずるものとする。
- ④ 都道府県知事は、③の場合に該当しないと認める場合であって、協定都道府県労働局長が②の指示の内容について③の措置を講じないときは、厚生労働大臣に対し、協定都道府県労働局長に対して当該指示の内容について③の措置を講ずるよう命ずることを要請することができるものとする。

(2) 雇用対策法施行規則附則第9条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める都道府県知事について(告示)

(1)の都道府県知事として、埼玉県知事及び佐賀県知事を定めること。

3 施行日

2(1)の省令は、平成24年10月1日より施行する。ただし、2(1)①に係る規定については、公布の日から施行する。